

議 第 230 号

令和 4 年 11 月 30 日提出

熊本市老人憩の家条例の一部改正について

熊本市老人憩の家条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市老人憩の家条例の一部を改正する条例

熊本市老人憩の家条例（昭和 48 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中 57 の項を削り、58 の項を 57 の項とし、59 の項から 128 の項
までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

松尾北老人憩の家を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。